

建築基準適合判定資格者検定の 受検資格の見直しに係るご提案について

【重点番号15】

国土交通省 住宅局
建築指導課
令和4年10月

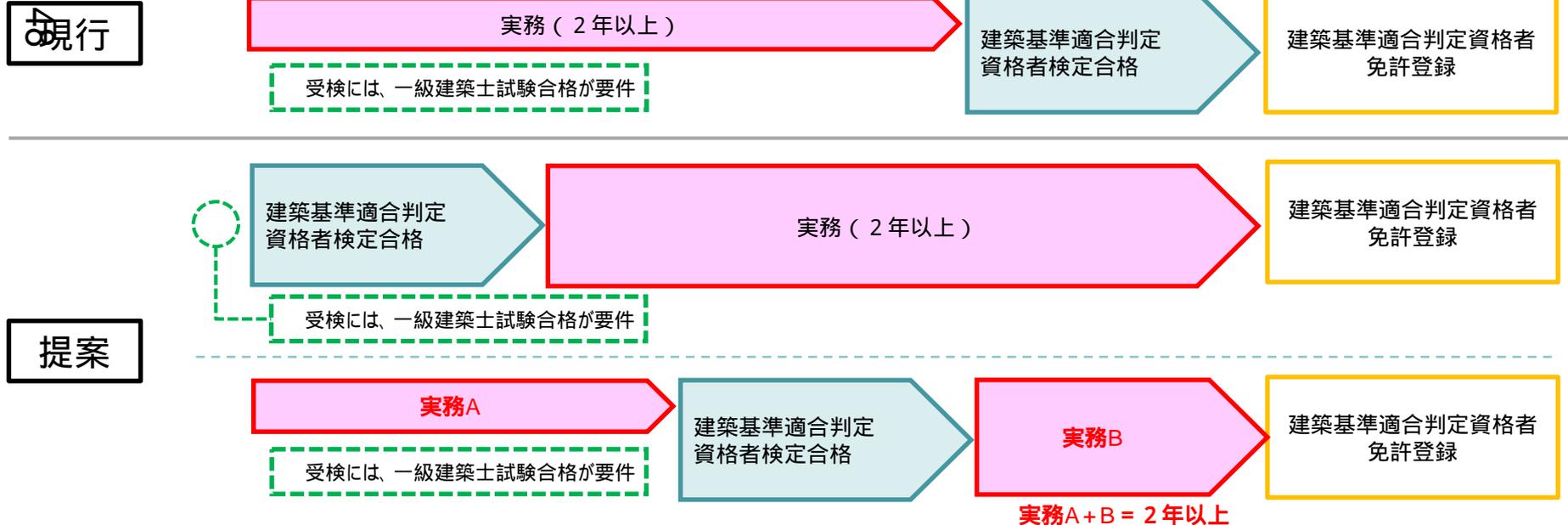
(1) 建築基準法における制度の現状

建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法において、**一級建築士試験に合格した者**で、建築行政又は指定確認検査機関における確認検査の業務その他これに類する一定の業務に関して、**2年以上の実務の経験**を有するものとされている。

(参考) ・令和4年スケジュール:検定日8月26日、合格発表12月26日(予定)
・令和3年実施状況:実受験者数 (行政職員) 703人 (民間受験者) 230人

(2) 分権提案の内容

建築基準適合判定資格者の受検資格の緩和について、**受検資格の要件としている実務経験について、登録時の要件にする**提案がなされている。



(3) 2次回答

実務経験を受検要件から登録要件とする方向で引き続き制度的な検討を進める。

特定行政庁(都道府県)からの意見聴取結果

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築確認制度の適正性が持続的に確保されるよう、**実務経験に係る受検資格の見直し以外の方策や、建築確認手続の効率化など建築主事の負担軽減に資する取組を含め、建築確認事務に必要な人材確保を図る取組**について、幅広く検討を願いたい。

提案団体からの見解を踏まえ、特定行政庁(都道府県)に対して意見聴取を実施したところ、確認申請手続等に係るデジタル化や審査できる資格者の確保・充実に対するニーズが示された。

特定行政庁(都道府県)の主な意見 2022年9月実施

A県

- ・申請者等の利便性向上や特定行政庁の事務の効率化を図っていくためには、**確認申請手続き等の電子化対応**を進めることが必要。
- ・建築主事の多くが40代、50代で人事配置が硬直化。中長期的には体制維持が困難となることも想定。
- ・安定的に建築確認事務が継続できるよう、**審査者に若年層を積極的に活用する仕組み**が検討できないか。

B県

- ・特に限定特定行政庁において、建築主事の確保が困難化しており、建築確認事務などの権限を都道府県に返上せざるを得ない自治体が出てきている。
- ・限定特定行政庁は、小規模建築物を審査する事務を担うことから、例えば、**二級建築士による、小規模建築物の審査を担う資格制度の枠組み**ができれば、建築行政の継続に寄与する。

C県

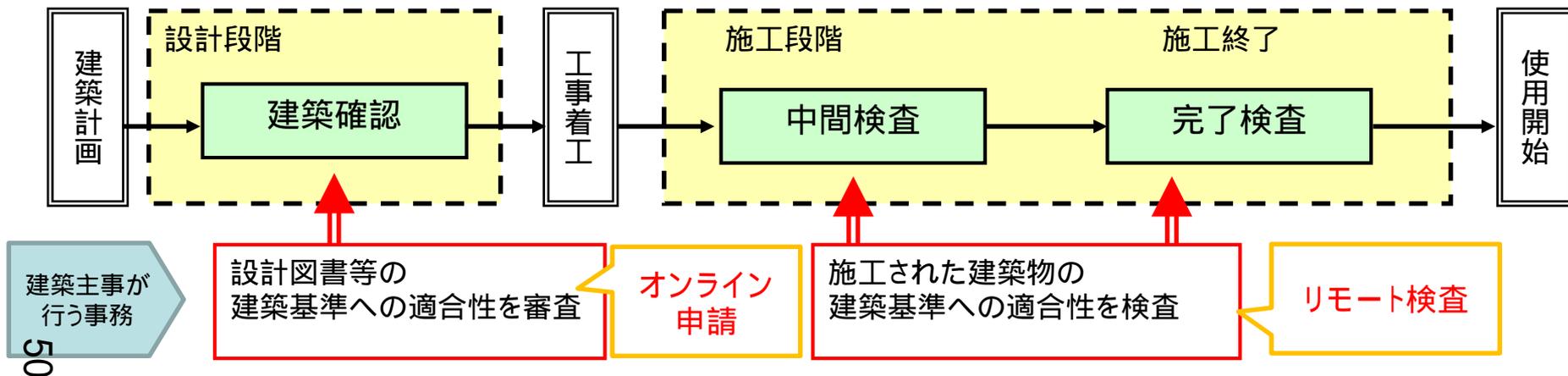
- ・申請者の利便性確保の観点から、県の出先機関に建築主事を配置しているが、資格保有者の減少、高齢化に伴い、職員の配置が困難化しつつある。建築主事への業務集中も生じている。
- ・指定確認検査機関を含めて**審査できる人材を増やしていく手立て**が必要であり、例えば、**審査対象となる建築物の規模に応じて、審査できる資格者**を確保できれば、人事配置の柔軟化、審査体制の充実が可能。

2次回答(抜粋)

「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」も踏まえ、**確認申請手続きのオンライン化、検査のデジタル化、建築物の規模に応じて適法性を審査できる資格者の確保・充実**など、建築主事の負担軽減に資する取組や建築確認事務に必要な人材確保のための方策についても検討を進めてまいりたい。

確認申請手続きのオンライン化、検査のデジタル化

建築確認手続きのデジタル化に向けた環境整備により、建築主事の負担を軽減。



検討すべき主な論点

- n 特定行政庁におけるオンライン申請のための環境整備(体制の構築、予算の確保等)
- n 安全性を担保する検査制度におけるリモート検査の精度の担保 等

提案団体からの見解等を踏まえた検討イメージ(例)

②建築物の規模に応じて適法性を審査できる人材の確保

- 建築確認等において、現行の建築主事とは別に、小規模な建築物(二級建築士が設計・工事監理できる範囲を想定)に限り法適合性を審査できる資格を創設し、必要な人材を確保。

現行

■ 建築主事 → 全ての建築物の適法性を審査

■ 建築主事 → 従前から変更無し

 ■ **二級建築主事(仮称)** → 小規模な建築物の適法性を審査

51

階数

 全ての建築物を
建築主事が審査

面積

階数

全ての建築物を建築主事が審査

**二級建築主事
でも審査が可能**

面積

受検資格

建築主事

→ 一級建築士であること

二級建築主事(仮称)

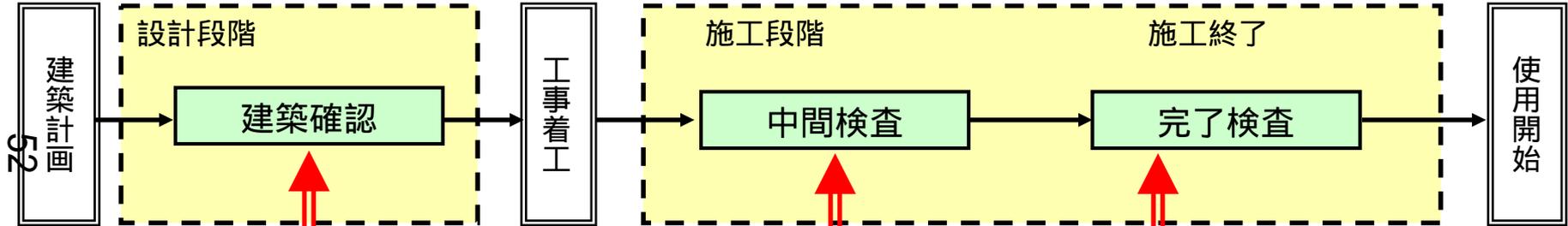
 → 一級建築士 **又は二級建築士** であること

検討すべき主な論点

- 新たな資格者検定を実施するにあたり、検定事務の実効性の確保(体制の構築、予算の確保等)
- 二級建築主事(仮称)の審査技術力の担保 等

建築基準法における建築確認制度

- 建築基準法に基づく建築確認・検査手続きは、特定行政庁の建築主事又は民間の指定確認検査機関の確認検査員が行っている。
- 建築主事は、市町村又は都道府県の職員で、建築基準適合判定資格者のうちから、それぞれの市町村の長又は都道府県知事が任命することとしている。



設計図書等の
建築基準への適合性を審査

施工された建築物の
建築基準への適合性を検査

建築主事 又は **指定確認検査機関**による審査・検査

建築基準適合判定資格者のうちから、
市町村の長又は都道府県知事が任命